

# 令和6年度デジタル人材育成事業業務委託提案仕様書

## 1 業務委託名

デジタル人材育成事業業務委託

## 2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の流行以降、社会情勢の変化に合わせて、テレワークやオンライン会議、帳簿の電子化など仕事のデジタル化が普及してきた。一方で、南房総地域内の事業者は、デジタル分野の知識を有する人材不足が課題として挙げられている。

そこで、デジタルスキルを活用した場所と時間を自由に選べる働き方「在宅ワーク」を周知、推進することにより、デジタルスキルの向上及び在宅ワークへの就労を支援し、将来的な地域内のデジタル人材不足解消に繋げていく。また同一生活圏である南房総市及び館山市と広域で取り組むことで、地域課題の解決を図る。

よって本事業では、場所と時間を自由に選べる働き方「在宅ワーク」を学ぶ機会と就労機会を提供し、デジタルスキルの向上とデジタル人材の育成と就労支援を目的とする。

## 3 業務委託期間

契約日の翌日から令和7年3月14日（金）まで

## 4 業務内容

受託者は本業務の目的に基づき、子育てや介護中、フリーランス等を対象とした在宅ワークの啓発、デジタルスキルの習得支援、在宅ワークへの就労支援を実施すべく、以下の取り組みを行う。

### (1) 啓発セミナーの開催

子育てや介護中、フリーランス等を対象に、在宅ワークを認知させるべく、在宅ワークの仕組みと基礎的な知識が理解できるような啓発セミナーを開催すること（1回あたり2時間以上）。参加者数は15名以上とすること。啓発セミナーの実施形式は、南房総市もしくは館山市内の会場とする。

なお、啓発セミナーには、以下の内容を含むこと。

- ア 在宅ワーク全般（仕事内容／雇用形態）に関すること
- イ 在宅ワークに求められるスキルに関すること
- ウ 在宅ワーク環境で働く人の実情に関すること

### (2) デジタルスキル習得セミナーの開催

在宅ワークに興味を持つ市民を対象とし、在宅ワークの就労に繋がるデジタルスキル習得セミナーを6回以上開催すること（1回あたり2時間以上）。参加者数は15名以上30名以下とする。実施形式は、発注者と協議の上で決定すること。

なお、デジタルスキル習得セミナーには、以下の内容を含むこと。

- ア 在宅ワークに必要な知識全般に関すること
- イ 在宅ワークに必要なPCスキル習得に関すること
- ウ 在宅ワーカーとの座談会
- エ 在宅ワークの就労疑似体験

### (3) 在宅ワークへの就労支援の実施

在宅ワーク就労に関する相談会などの機会を設け、就労に繋がる支援を実施すること。相談回数や実施形式は発注者と協議の上で決定すること。また、業務委託期間中はセミナー受講者からの相談や質問を受け付け、適宜対応できる体制を整えること。

なお、在宅ワークへの就労支援には、以下の内容を含むこと。

- ア デジタルスキル習得セミナーのストリーミング配信の実施
- イ 就労に繋がる相談機会の提供

### (4) 1から3にかかわる業務全般の運営

本業務の計画書を作成し、適切に本業務の企画全般を運営すること。なお、参加費等の参加者の負担金は発生しないようにすること。

### (5) 広報・集客・参加者管理

1から3に係る広報媒体の作成、広報、集客、参加者管理を行うこと。なお、受講者データは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱うこと。

### (6) 効果測定

デジタルスキル習得セミナー受講者を対象とした事業効果の測定を目的としたアンケート調査を実施し、集計結果を整理したうえで、事業効果の分析を行うこと。なお、アンケート様式は任意とする。

### (7) 業務報告

効果測定終了後、速やかに、速やかに業務完了報告書を提出すること。なお、業務完了報告書には、実施内容、改善点、課題を含めるものとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

## 5 実施上の留意事項

受託者は、以下の内容に留意し、業務を実施すること。

### (1) 実施体制

本業務の実施にあたり、業務実施、労働者管理のための管理責任者を1名配置すること。

### (2) 計画準備

本業務を円滑に遂行するために必要な各工程の計画、連絡調整、準備を行うこと。

### (3) 協議打合せ

本業務が円滑かつ計画的に進むよう、発注者と受託者は業務着手時、

各工程の区切り時、成果品の納品時の他、必要に応じて協議打合せを行う。協議打合せの結果は受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に内容を確認しなければならない。

(4) 一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、予め発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

なお、再委託の承諾を得ようとする場合は、再委託請負者の商号又は名称、その他発注者の定める事項を記載した再委託承認願いを、速やかに発注者に通知しなければならない。

(5) 法令等の順守

受託者は、本業務の履行に際し、関係する法令等を遵守しなければならない。

(6) 個人情報の保護

受託者が本業務委託を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。また個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱い、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(7) 紛争処理

受託者は、本業務の履行に際し、第三者との間に紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。

## 6 成果品

本業務に関する一切の成果は、南房総市に帰属するものとする。事業完了後、速やかに以下の実績報告書類等を提出すること。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ①デジタル人材育成事業業務委託実施報告書 | 1部 |
| ②経費内訳書（任意様式）         | 1部 |
| ③打合せ記録簿（任意様式）        | 1部 |
| ④上記①～③電子データ          | 1式 |

以上